

公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

[制定] 平成 22 年 8 月 9 日施行

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会（以下「この法人」という。）の定款第 15 条及び第 33 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 12 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称のいかんを問わない。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費及び日当を含む。）、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 前項の報酬等は、年額とする。
- 3 非常勤役員及び評議員は、無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 この法人の常勤役員の報酬等の額は、1 名につき年間 7,200,000 円を上限として、理事長が理事会の承認を得て決定するものとする。

(報酬等の支給日)

第 5 条 報酬等は、年間報酬等額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月 21 日に支払うものとする。

- 2 前項の支給日が関係金融機関の休業日に当たるときは、順次これを繰り上げる。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、別に定める日に支給することができる。
- 3 常勤役員が退職又は死亡したときは、支給日前であっても報酬等を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬等は、通貨で、直接本人に、その全額を支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(派遣職員に係る特例)

第 7 条 第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず、常勤役員が「札幌市職員の公益財団法人パシフィック・

ミュージック・フェスティバル組織委員会派遣に関する協定書」に基づき札幌市からこの法人に派遣を命ぜられた札幌市職員である場合における当該常勤役員（以下「派遣職員である常勤役員」という。）の報酬は、月額とし、月額 591,200 円の範囲内で札幌市長が札幌市職員給与条例の規定に基づき札幌市職員の身分に対する給料として定める額に相当する額を、理事長が理事会の承認を得て決定し、支給するものとする。

2 第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず、この法人は、派遣職員である常勤役員に対して、次の各号に掲げる手当を、札幌市職員給与条例の規定を適用して支払うものとする。この場合において、同条例中「給料」とあるのは「報酬」と、「給与」とあるのは「報酬等」と読み替えるものとする。

- (1) 地域手当
- (2) 扶養手当
- (3) 管理職手当
- (4) 通勤手当
- (5) 住居手当
- (6) 寒冷地手当
- (7) 期末手当
- (8) 勤勉手当
- (9) 管理職員特別勤務手当

3 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、第 1 項及び第 2 項に定める報酬等と同一の趣旨及び目的で札幌市が派遣職員である常勤役員に対して直接支給するものについては、この法人は、当該報酬等を支給しないものとする。

4 第 5 条及び第 6 条の規定は、第 2 項で定める手当のうちこの法人が支給する手当における支給日及び支給方法についてこれを準用する。この場合において、第 5 条及び第 6 条中「報酬等」とあるのは、「手当」と読み替えるものとする。

（費用）

第 8 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（公表）

第 9 条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会の設立の登記の日（平成 22 年 8 月 9 日）から施行する。